

第十三回 参議院人事委員会會議録第七号

(11011)

昭和二十七年三月五日(水曜日)午前十一時五十分開会

委員の異動

二月二十八日委員藤原道子君辭任につき、その補欠として森崎隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君

理事

宮田 重文君
千葉 信君

委員

木下 源吾君
森崎 隆君

政府委員

人事官 入江誠一郎君
人事院事務総 滝本 忠男君
局給与局長 大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長

事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊登御堂定君
会専門員

本日の會議に付した事件

○一般職の職員の手配に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○議員派遣要求の件

○委員長(カニエ邦彦) それでは只今から人事委員会を開催いたします。

一般職の職員の手配に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。これは予備審査でございます。

本件に關しまして、人事院のほうに對する御質疑があれば逐次御質疑をお願いいたします。

第二部 人事委員会會議録第七号

昭和二十七年三月五日【参議院】

○木下源吾君 この地域給ですが、今回大分調査をして、いろいろ御用意をして均衡のとれるような、実際に又即座するような案が出て来ておるのです。人事院としてもなお十分だという点は認められるだろうと思つておる。そこで多少でもつと公平にしようとする意図はあるとは、先般来よく聞いてわかつておるのですが、次のペースの勧告の時期というようないの時期まで、やはり放任できない地域も大分あるんだらうと思つておる。そこでこれを官署指定で補おうという意向を示されておる。さてその官署指定だが、従来の例を見ると、官署指定で極めて部分的な、最も不合理と認められるところというようないことだけでは、私はこの際均衡をとる上に十分ではないか。そこで手続の上では官署指定ということになるんだが、實質的には来たる時期においては地域を指定するといふような方向で、やはり今回の官署指定といふようなことは考へられるのじやないか、こゝいうよう

化するに必要ない地域を、そういう意味で官署指定を相当数減らすというようないことが考へられておるか、おらないかというようないことをまあお尋ねしたいと思つておる。

○政府委員(滝本忠男君) 只今の木下委員のお話でございますが、まあ人事院といたしましては、今回勧告いたしました案は、現在の状況において最善の努力をいたしました。最も人事院として出し得る最善なものであるということなんであります。併しながらそういう地域に近接いたします官署につきまして特別の考慮を払ふ必要があると思つておる。どういふものは勿論官署指定の對象になるだらうと思つておる。又従来官署指定をいたしたときには、只今地域給の付いております特定地域から二キロ以内といふことを一応判断の基準にいたしました。そして、そういう距離の以内にある官署は官署指定をいたして、併しな

○政府委員(滝本忠男君) 趣旨は官署の所在地まで二キロといふことでございませう。ただその二キロといふことを余り厳守いたしまして、二キロにちよつと足りないといふようなことで指定しないといふのは余り拘子定規であらうかと思つておる。一応判断の基準をいたしましたので、二キロといふことでございませうから、それから余り過剰しておる場合は勿論駄目であるが、二キロにちよつと足りないといふ程度のことではあります。これはやはり固執しないといふふうにしておる。

今回の官署指定といふようなことは考へられるのじやないか、こゝいうよう

に考へるのです。そうならば、やはり相当な今回指定漏れの、こゝは当然誰が見ても指定せにやならんといふところを選んで、それを主眼として官署指定といふものを行わなければならん、こゝいうようには考へるのです。人事院はまあいろいろ調査或いは方針等もあるだらうし、その他の予算の関係等をも考慮しなければならんと思つておる。そういう点について私の言うように、もう少し今回の指定漏れを合理的

相当の官署を指定する必要があるだらうといふふうには考へておる。目下各省に照会をいたしまして、官署指定を必要とするような官署につきまして調査を進めておる。勿論それだけではございせんので、いろいろな機会にいろいろ官署指定を必要とする官署をいろいろ調査しておる。そういう資料に基いて官署指定が行われるといふことになるかと思つておる。ただ根本のものの考へ方としては、現在人事院で勧告いたしましたものが不十分であるから、それを補うために官署指定をやるという趣旨ではございませう。結果におきましては、相当多数の官署を指定いたす必要がある、こゝいうふうには考へておる。

○木下源吾君 今の私はやはり所在地、官署の所在地点といふのは、やはり行政区域のほうがいいのではないかと、こゝ考へられるのです。が、必ずしも二キロを固執をしないといふふうな、いろいろ判断でやられると思うから、実情に即してやられると、こゝいうふうには了解いたします。さて人事院は、この場合はいろいろ考慮の条件を言われておる。官署の人事交流の面といふようなことについては、余り条件の中には考へておられないのです。この点はどうですか。非常に人事交流で困つておる。甲のところが、今度今のような余り遠からざる、而も経済条件の変らないところの乙へ行く、乙のところは指定されていない、事実上の減俸になる、こゝいうような点で非常に實際行政施行上に支障があるといふことは御承知の通

が、併しな

○木下源吾君 この二キロという計算ですが、これは行政区域の末端からの考へ方ですか、そうでなく密集集家屋のある、つまり町といふような、こゝいうところを考へておられるのですか。

○政府委員(滝本忠男君) 行政区域の末端の一番近いところから二キロといふことを一応考へておる。

○木下源吾君 そうすると、こゝにまあ甲の地域がある、次には乙の地域がある、官署は甲の地域は指定されておるのだが乙の地域は指定されておらない、而も乙の地域内にある官署が隣りにあれば、それはもうすぐ二キロといふつまり何に入るのか、官署の所在地まで二キロといふのか、その点が一つ……。

りだと思つてありますが、こゝういふ点は余り考へておられないか、どうか。

○政府委員(滝本忠男君) 官署指定を考へるということが、すでにさういつた人事交流というやうな面に余り不便があつてはいけぬ、官署指定をいたしませんために、この行政区画で、或る地域は地域給が付いておるに、それから余り遠くないところの官署が付いていないというやうなことは非常に困るのであるというやうなことから、それだけが理由ではございませぬけれども、官署指定というものを考へておるわけでありませぬ。原則としては考へておる、併し人事交流の面から物を考へたらどうかということになりますと、これは非常に大きな問題であらうかと思ひます。今後地域給を是正して参ります際に、これは根本源泉的に解決されるべき問題であると考へております。

○木下源吉君 今暫定的にもやはり人事交流という面を考慮に入れておられるというお話で、そのために官署指定ということも考へられているのだ、それは全部ではなくてもですね。そうなる、私は二キロとか、十五キロとかいうことに余り拘泥せんでもないではないか、経済事情が指定されている所とされてない所とがやや同じであるならば、距離というところに余り拘泥されなくてやられたらどうかというやうに考へられるのですが、この点はどうか。

○政府委員(滝本忠男君) これは今木下委員の言われますやうなことを問題といたしますならば、現在の地域給につきまして、これは根本的に再検討

をいたすということに相成らなければ解決は付かない問題であらうというふうに思つております。それでは只今すぐ地域給を廃止できるか、或いは現在被地域給を二級なり、三級なりに全部上げてしまふことができるかと申しますれば、なか／＼さういふわけに参らない。現在のところといたしましては、部分的に先ほども申上げたのでありますが、北海道というやうな非常に広汎な地域におきましては、二キロというやうなことを考へますと、余りにこれは構子定規なことになりますので、相当程度幅を拡げて考へなければならぬ、こゝういふふうに考へます。

○木下源吉君 私は具體的なことを言へば、これは県庁なり、地方事務所というやうなものは国家公務員ではありません。さういふ類似な所、やはりさういふ所は距離等にかかわらず私は付けべきではないか。例えば管林署の出先のようにあつて、全国一のものがあるわけですね。さういふやうな所で、而もそれは相当附近の指定されておる所より以上に物価高というやうなことはわかりきつておるのです。例の東洋一の水銀鉱がある町なんです。温泉もある。さういふやうな誰が考へても指定適当地であるというやうな所を除けるというの、何かあなたがたの基準とか、いろ／＼な面において外れておるから除けるのだらうとは思ふけれども、理由が付くならば、こゝういふときに私はやはりやらなければいけません。ないかと、こゝ考へるわけなんです。無理に理窟の付かんものを言ふわけじやありませんが、例えば岩内町あたりでもさうなんです。経済事情なんとい

うものは……。そこでは非常に魚はとれませんが、北海道の半分ぐらいい、どこでもとつたやつを持つて来て、さうして魚が漁がなくなつたものだから加工することに一生懸命やつておる。さうして有名なつまり加工地になつておるといふやうなわけで、どこから見てもこれは物価が高いのだ。而もそこには官庁が密集している。さういふやうな所をやはり私は基準から除けるというのには相当おかしなじやないかと思ふのですが、ですからこゝういふやうなことをよく聞いておるので、さういふわけで、さういふことになれば、政策的の面も含むところがあろうと思ひますけれども、合理的に行けるものならば、どうしても私はこの際に官署指定の途で補強するといふ場合でも十分考慮の中に入れられて全

國的におやり願ふかどうか、こゝういふふうに考へるわけですね。従つてさつきから申上げるように、人事交流という面も一つの条件としておるならば、人事交流という面を距離という面に余り拘泥されなくて、これは実地市長の諸君が行政をやる上において非常にお困りなんです。従来心配されておるさういふ面を、或いはこれは政策の面になるかも知れませんが、考慮せられることがいいんじゃないか、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。それでよく聞いておるわけなんです。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(カニエ邦彦君) 速記をとめて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

○委員(カニエ邦彦君) 速記を始めて……。

によつてこの程度にいたしましたして、他に御相談を申したい件がございませうので、これは懇談の形でいたしたいと思つておりますが、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) 御異議ないと思へます。

○委員(カニエ邦彦君) それではお諮りをいたしますが、実は国家公務員の給手の問題に関する調査について、このたびは特に地域給手当の問題を中心として現地の事情を調査するといふことで実は三班にしまして、さうして一班は秋田、山形、青森、二班は新潟、京都、大阪、三班は長崎、熊本、大分、この三班の地域に議員を派遣する、こゝういふことにいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

○委員(カニエ邦彦君) それではさう決定いたしましたして、なお手続或いは又議員の氏名等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと思います、御異議ございせんか。

一、宮崎県都城市の地域給に関する請願(第七四五号)
一、教育公務員給与準則に関する陳情(第三八三三号)
第七四五号 昭和二十七年二月二十日受理
宮崎県都城市の地域給に関する請願
請願者 宮崎県都城市長 有田 秀秋

紹介議員 竹下 豊次君
宮崎県都城市は、昭和二十三年より昭和二十六年四月まで、宮崎市、延岡市とともに地域給二級地に該当していたが、昭和二十六年十月地域給改訂によつて宮崎のみ新規追加の後進都市となつて一級地に指定されたことは、全く宮崎市の実情を無視したものであるから、地域給較差および県内順位認定の基礎となつた生計費が生活保護法による当市の援護家庭の基準生計費に充たないC.P.S等の資料について検討を加えられさらに宮崎市の実情を精細に調査の上、宮崎市と同様の地域給に指定せられたいとの請願。

第三八三三号 昭和二十七年二月十九日受理
教育公務員給与準則に関する陳情
陳情者 島根県松江市北堀町赤山 松江市立第一中学校内島 根県中学校長協会内 丹 沢真澄外三名

今回事業院において公務員給与準則を立案、その中において中、小学校と高等学校教員給与に差等をつくる由であるが、かくては中・高等学校間における人事の交流を阻害し、人材はあつて高等学校にゆく結果を生じ、勤務する職業によつて差別をつけることは民主主義にも反し、国民義務教育を輕視することとなるから、事情考慮の上善処せられたいとの陳情。